会　　報

2019～2020　ＲＩ第2720地区

人吉ロータリークラブ

The Hitoyoshi Rotary

通算３０３８回
２０１９年９月６日
第９回例会

ロータリーは世界をつなぐ

2019-2020年度　ＲＩ会長
マーク・ダニエル・マローニー

人吉市九日町30・清流山水花 あゆの里 ☎㉒2171　例会場　事務局　清流山水花 あゆの里内 ☎㉔6665 ㊫㉔6505

人吉ロータリークラブ ホームページ　フェイスブックページ　[E-mail] hitoyoshi-rc@mocha.ocn.ne.jp

2019～2020年度 人吉ロータリークラブテーマ
「人をつなぎ　新時代へつなぐ」

本日の進行

点　鐘	地区委嘱状伝達
国歌斉唱	会務報告
ロータリーソング斉唱	結婚誕生祝い
来訪者紹介	外部卓話
会長の時間	人吉税務署長
幹事報告	那須活也様
出席率報告	点　鐘

点　鐘　　水野虎彦 会長

歌　唱　　ｿﾝｸﾞﾘｰﾀﾞｰ 井手富浩委員

国 歌　「君が代」
ＲＳ　「それでこそロータリー」

司会・進行　　片岡啓一 会員

来訪者紹介　　水野虎彦 会長

人吉税務署
署長　那須 活也　様
総務係長　松元 皇樹　様

会長の時間

会長　水野虎彦

皆さんこんにちは。

会員の皆様、本日も例会ご出席有難うございます。本日は人吉税務署　那須署長をお迎えして卓話を拝聴致します。那須署長、後程宜しくお願い致します。

来月から消費税率が１０％に引き上げられることとなっております。「軽減税率制度」の事は皆さんも良くご存じだと思いますが、スーパーやコンビニで買う食料品等は１０月からも現行据え置きの消費税８％で購入することが出来ます。

飲食品等を販売されておられる会員は、軽減税率の対応は万全でしょうか？

私の仕事は言わば“酸素屋”で食品は取り扱っておりませんが、実は弊社の販売するガスにも「軽減税率制度」で販売することになるガスがございます。

そこで今日は少々私の仕事の話に触れていきたいと思います。私の会社では、様々な高圧ガスを取り扱っております。

代表的に取り扱う酸素ガスでは工業用と医療用。窒素、炭酸ガスでは工業用と医療用に加えて食品用。この食品用（食品添加物としての高圧ガス）がこの度の軽減税率制度（８％）に該当致します。

クラブ会員様の中で、弊社からガスの購入して頂いている事業所様は数えてみると２２の事業所ございました。結構多いですね。

全部に触れていきますと時間が足りませんが、この軽減税率対象の食品添加物としてのガスにはどういった物があるか？　我がクラブの会員様の中で例を上げて申しますと、例えば、お茶の五木園様　高山会員のところへはお茶のパッケージに封入する窒素。お米パックへ置換用として0-ESTU食品様　中村会員。村山会員は友愛苑という障碍者福祉事業をされておられますが、こちらではコーヒー豆をパッケージされておられますので同じく窒素を。このように何らかと置換する（置き換える）ガスのことをパージガスと呼んでおります。そして中の空気を窒素でパージすることで食品の酸化を防ぐ効果があります。

今ご紹介した会員お三方は少しでも新鮮で安全な食品を消費者に届ける工夫をされていらっしゃいます。

また、パージガスではなく特殊なところでは、堤正博会員の繊月酒造様で焼酎を製造する過程で窒素を使用されておられます。

酒類は軽減税率の対象から外れますね。ですから、繊月酒造様には来月から税率１０％でお買い上げ頂くことになります。窒素の使用目的は堤会員の企業秘密に当たるかもしれませんので詳しくここで申し上げるのは控えさせて頂きますが、人吉球磨２８蔵元ある中で、繊月酒造様だけがコストの高い窒素ガスを使用されております。また全国的に見てもほとんどはコンプレッサーのエアを利用されており、他に類を見ません。コンプレッサーのエアは微量の不純物（水分やオイルミスト）を含んでおります。ですが、エアを使った焼酎と窒素を使った焼酎を飲み比べて違いが判る人は皆無です。それでも繊月酒造様では、コストが高くなろうとも少しでも高品質の製品を造ることを優先されているそうです。

堤会員の経営者としての高い理念とロータリアンとして仕事を高潔なものにする姿勢には感服するところでご

ざいます。
　軽減税率で弊社が販売する高圧ガス。会員事業所でのみを紹介を致しました。
　他にも沢山の会員事業所でお世話になっておりますので、またガス等のお話ができる機会があればお話しさせて頂きたいと思います。
　さて、先週の例会直前に山口令二会員の訃報は青天の霹靂でございました。後で聞いてみると、ご逝去された時間は未明ではなく、例会の本当に直前の１１時２０分だったそうですね。その時間はいつも山口会員が例会においでになる時間帯でした。そう思うと「本当に山口先生の御霊は例会に出席されておられたのかな」と思いました。奥様と静かにお眠り頂きますことを願っております。
　それから、９月１日（日）はクリーン人吉清掃に参加致しました。ローターアクトからも２名の参加でした。それぞれの会員事業所で他の場所で参加された方は多くいらっしゃったと思います。その方々もMUになりますので、忘れずに申し出て頂きたいと思います。
　最後に、明日大分キャピタルRCの２０周年記念式典に登録されておられる会員の皆さん、私と中川ガバナー補佐は別行動で参りますが、道中どうかお気を付けて行ってらっしゃいませ。これをもちまして会長の時間と致します。

幹事報告

幹事　青木一幸

①連絡事項
・地区職業奉仕研修セミナー案内
　日　時；2019年11月30日(土)13:00開会
　場　所；中津市教育福祉センター
　講　演；熊本北RC　倉田榮喜会員(弁護士･衆議院議員)
②くま川鉄道株式会社開業30周年記念祝賀会案内
　日　時；2019年10月1日(火)18時30分開会
　場　所；清流山水花あゆの里
　水野会長が出席します。
③瀧ガバナーより佐賀地域豪雨災害に対する2720地区の対応について（報告）
　地区資金災害見舞金積立を使用して250万円支援させて頂くとのこと。被災地区長崎･佐賀2740地区千葉憲哉ガバナーからの報告書を回覧します。
④2018-2019年度地区資金決算報告（回覧）

出席率報告

委員長　増田隆二

会員数	55名	本日の出席率	
出席免除	2名	66.67%	
欠席者数	18名	8/23出席率	68.52%
出席者数	35名	補填数	4名
免除会員出席者数	1名	修正出席率	75.93%

＊届け出欠席　内藤・寶代・友永・中村・新堀・岩下・塚本
渡辺・延岡・葉山・堀川・大久保・浅野・有村
石蔵・北・本田・西
＊出席免除会員　(b) 愛甲　伊久美
＊メークアップ
9/1 クリーン人吉；北
8/7 社会奉仕･地域発展 家庭集会；大賀
8/8 会員増強･職業分類会員選考 家庭集会；山田
8/2 米山記念奨学･R財団 家庭集会；大久保

【次年度】
2020-2021年度
地区出向 委嘱状伝達
中川貴夫会員
地区研修委員会副委員長

会務報告

【環境保全委員会】　委員長　後藤竜一
9月13日(金)早朝例会の案内
清掃；6時30分～ふるさと歴史の広場周辺
例会；7時～　歴史資料館前
各自清掃用具をお持ち下さい。
※雨の場合は相良護国神社社務所で例会

【親睦委員会】　委員長　永尾禎規
9月27日(金)月見例会の案内
例　会；18時30分～清流山水花あゆの里2F
月見会；19時～、会費；3000円

９月の結婚祝い

尾上暢浩会員 １０日

９月の誕生祝い

大久保勝人会員	4日	丸尾　孜会員	９日
安達玄一会員	16日	井手富浩会員	24日
中川貴夫会員	29日	新堀純子会員	30日
加登住 亮会員	30日		

【プログラム委員会】
外部卓話　講師紹介　青木一幸幹事

人吉税務署長　那須活也様
昭和39年7月生
出身　福岡県北九州市
経歴　昭和58年大阪国税局入局～関西各署勤務
豊能税務署副署長
大津税務署 特別国税調査官
神戸税務署 特別国税調査官
7/1付けで人吉税務署長に着任
人吉新聞のご紹介記事によりますと、趣味はサッカー観戦、ガンバ大阪のサポーターとありました。ロアッソ熊本への応援も ぜひお願いしたいと思います。
今日は宜しくお願い申し上げます。

人吉税務署長　那須活也様

　本日は人吉ロータリークラブの定例会にお招きいただきありがとうございます。また、平素は税務行政全般にわたりまして深いご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。
　さて、「ロータリーの理念」を調べてみますと「人道的な奉仕や地域社会の発展」ということのようなので、これは税務の仕事の理念とも、ある意味相通ずるところもあるのかな？と自分な

りに感じましたので、そんなところから、関連がある項目をかいつまんで、お話ができればと考えています。途中で、かなり脱線するかもしれませんが、私のつたない卓話にお付き合い頂くのも、人道的な奉仕の観点からということで宜しくお願いいたします。

税務の職場でのこれまでの経歴を簡単に申し上げますと、昭和58年に大阪国税局に採用され、大阪、兵庫、滋賀の税務署で勤務したほか、大阪国税局では総務部、課税部、徴収部といった部署で勤務してまいりました。昨年は、神戸税務署で17年ぶりに、大規模法人の調査を担当させていただく、特官という仕事を経て、ここ人吉に今年の７月に単身赴任で参りました。自宅は、太陽の塔で有名な万博公園がある吹田という街で、趣味は、自宅から歩いていけるパナソニックスタジアムにおいて、今シーズンも降格の危機感を感じつつ、Ｊ１リーグのガンバ大阪の試合を観戦することです。

さて、先ほど、昨年17年ぶりの法人税調査を経験したと申し上げましたが、法人税率自体も大幅に下がり、交際費課税をはじめ、国際課税の分野など、大きく税制も変化してきたことを目の当たりにさせていただきました。

まず、法人税率ですが、私が税務の職場に入った昭和58年の税率は42%でして、現在の23.2%に比べると、随分高い税率となっていました。これが翌年の昭和59年の税制改正において、今では考えられないような税制改正が、当時の中曽根総理の下で行われました。それは、所得税を減税して、法人税を増税するとしたことでした。具体的には、当時の所得税の最高税率75%（課税所得8,000万円超）を70%への引き下げを実施、各種所得控除を増やすことにより、所得税を減税する原資として、法人税率を1.3%引き上げ、43.3%としました。当時の所得税の最高税率が国税だけで75%だということは、地方税を含めると、殆ど手元に残らなかったと思います。

現在のパナソニックを起業した、あの松下幸之助氏が高額納税 日本一になった時のインタビューでの発言ですが、「国民が一生懸命働いて稼いだお金だから、それを使う喜び、楽しみがもっとあってよい。これだけ税金をとれば、徳川時代だったら、一揆が起きるのではないか」と答えていました。その影響ではないでしょうが、所得税率も年々引き下げられ、現在の所得税の最高税率は45%（課税所得4,000万円超）となっております。また、43.3%となった法人税率はさすがに高すぎるということで、翌年から42%に引き下げられ、以降、現在まで法人税率は順次引き下げられ、ピーク時から半減するレベルに低下してきているわけです。

とはいえ、その途中では、平成2年に勃発した湾岸戦争時に創設された法人臨時特別税やそれを延長して法人特別税という名目で2.5%ほど、別の税目として増税された時期もありましたが、いわゆるバブル景気時代には、現在よりも非常に高い水準の法人課税が行われていました。

私は、平成元年に、大阪城の隣にある税務署で、初めて法人税の特別調査担当となりましたが、当時はいわゆる不動産バブルでしたし、先ほどの高い水準となっていた法人税率もあいまって多くの地上げ業者は、ほぼ脱税を行っていたことから、5人で特別調査担当編成していたのですが、1年間の調査事績は100億を超えるという、調査事績も「バブル」となっていました。

それだけ税率が高いと、脱税したくなる気持ちも分からないわけではありませんが、いざ、不正計算がバレた場合には、重加算税を含めての、実効税率は軽く100%を超えていたわけですから、割に合わない脱税だったと思います。

平成も二桁以降の時代になり、「失われた二十年」ではないのですが、財務省の法人起業統計調査などから紹介させていただきますと、1997年平成9年4月から消費税率が3%から５%に引き上げられましたが、その1997年を100とした、20年後の統計指標であります。これは資本金が10億円以上の大企業の申告データからなんですが、売上金額はなんと103ポイントと、20年で3%しか増えていないのですが、経常利益は約3倍の306ポイントとなっています。どうして売上げがほとんど変わっていないのに経常利益が約3倍になったのでしょうか？　そうですね、経費を抑えた結果なのですが、その中でも大きいのが、人件費が93ポイントと７ポイント減少、もっと激しいのは設備投資で64ポイントと36ポイント減少と2/3に落ち込んでいます。これでは金回りも悪く、なかなか景気も良くなりそうにありませんね。ただ逆にもっと凄い勢いで伸びたものがあります。573ポイントと約6倍に増えたもの。分かりますか？

それはズバリ配当金なんです。バブル景気の頃までは、多くの企業が長期的な安定と系列企業の結束から、資金調達を主に銀行に頼り、株式の相互持合いが盛んであったのですが、金融機関の統合がすすみ、株式の相互持合いが解消していく中で、反対に、外国法人等の株式が増加してきました。配当は、相互持合いの頃には、系列企業による相互持合いのため、多額の配当をする必要はなかったのですが、外国法人が株主になると企業に意見を出し、資本効率が高まるよう多額の配当を要求するようになったわけです。

私が昨年、17年ぶりに法人税の調査を担当することになり、肌感覚で感じたのは、そういった外国法人等が株主でない、その他多くの法人についても、配当を行う企業が以前に比べて増えたということです。これは、配当金の原資は法人税等の税引き後となりますが、先ほどお話したとおり、法人税率がどんどん下がってきているので配当できる金額も増加してきたわけです。配当をもらった人も、個人保有の上場株式は源泉徴収で国税15.315%、地方税5%が差し引かれ、高額所得者には有利な分離課税を選択できます。上場株式以外の配当は、国税20.42%が源泉徴収されますが、残念ながら、原則として総合課税の対象となっています。

また、法人が配当をもらった場合には、法人税法上は、長い間、受取配当は二重課税の排除の観点から、益金不算入という制度により、課税所得には計上しない部分が多かったのですが、さすがにこれだけ配当金は増えてきたこともあり、平成27年の税制改正で、一定の歯止めがかけられたわけです。

さて、昨年、いわゆる外資系法人の調査も行いましたが、個人的には、調査の必要度は低いものと感じました。100%の株式を外国法人に占められてお

り、日本人である雇われ社長には、経営の最終決定権もなく、ひたすら多額の配当ができるよう、利益を上げることが求められています。

また、「ＳＡＰ」というような会計ソフトで海外からも常に監視されており、不正計算を行う余地も少なく、会計帳簿として出力されたものはなく、私たち調査担当者もパソコンの画面で会計データを確認しながらの調査となります。しかも保存されている帳票類も英文表記のものが多く、昭和58年に比べて、税制はもとより、グローバル化の進展により調査対象者の質や調査手法も大きく変わってきたと肌で感じたところであります。

さて、消費税は間もなく10％の時代に突入していくわけですが、消費税がなかった昭和時代に比較して、所得税も法人税も下がってきているのですが、反対に社会保険料の負担が個人も法人も年々増加してきたことにより、国民負担率も年々高くなっているのが現状です。私たち国税庁の任務は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」でありますが、以前から、「クロヨン」とか「トーゴ―サン」などと、国税当局の捕捉率についてお叱りを受けてきたことも事実であります。

先ほども申し上げましたように、税制は年々複雑化してきており、脱税の疑いのある者に対する税務調査も、申告者数の増加に適切に対応しているとは言い難い状況になっており、厳しい定員事情や、平成23年12月に改正された国税通則法により税務調査手続が明確化されたことにより、調査件数も一定数減少し、その後も回復傾向になっていないのが現状であります。

このため、国税庁の使命でもある「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ため、実地調査以外の手法で、自発的な適正申告に導くための手法を積極的に活用していくことが必要不可欠となっております。例えば、大企業にはコーポレートガバナンスを通じたコンプライアンスの向上の推進、税理士の皆さんには、書面添付制度と意見聴取制度の充実をお願いしているところであります。

ただ、お願いばかりでは説得力もないので、税務署にも年々、情報や罰則などといった「武器」とも云える、法律等も整備されてきております。

平成28年1月から開始されたマイナンバー制度、導入前は、マスコミ等で風俗業や大阪の北新地からホステスがいなくなる、なんて噂もながれましたが、国税分野でも、申告書や法定調書にマイナンバーを記載していただくことになったため、以前より、名寄せが正確かつ効率的に行われ、所得把握の正確性も向上してきております。

法定調書も年々拡充されてきており、令和3年1月1日以降に提出していただくもので、前々年の提出枚数が100枚以上の方は、ｅ−Ｔａｘ等による提出が義務化されますので、更に照合が容易になるものと考えております。

国際課税関係では、平成30年9月から、年２回ペースで入手できるようになった共通報告基準（ＣＲＳ）に基づく非居住者の金融口座情報があります。国税局では、マイナンバーをはじめ、各種情報を統合的に分析して、現在、調査対象者の選定を行っているところであります。

また、平成28年度の税制改正において、加算税制度が改正され、短期間に繰り返して仮装・隠蔽などが行われた場合などの重加算税は、10％が加算され、45％に増加されております。

更に、令和元年度の税制改正においては、事業者等への任意の協力要請と担保措置（実効性確保の観点から、正当な理由なくこれに応じなかった場合などには１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。）を伴った事業者等への報告の求めが整備されたことから、今後は、「情報照会手続」の法的枠組みも活用して情報収集に努めていくこととしております。

少し先ですが、令和5年10月１日からは、消費税の「適格請求書等保存方式」いわゆるインボイス制度が導入されることとなっております。

これにより、クロヨンではありませんが、今まで見えなかった資金の流れが把握でき、捕捉率が大幅に改善されることが期待されております。例えば、私の出身地の北九州市で、平成27年６月に指定暴力団 工藤会の「上納金」を私的に流用したとして所得税法違反で、同会トップの野村悟総裁を逮捕、平成30年７月には福岡地裁で懲役3年、罰金８千万円の実刑判決が下されました。これはある意味、画期的な事件であり、まだまだ、国税当局が、あるとは理解していても課税できるだけの証拠を持ち合わせていない資金の流れがあることを再認識させられた事件でありました。

ひょっとすれば、上納金の原資となっていた飲食店などから「みかじめ料」にも、インボイス導入によって大きな影響がでるかもしれませんね。

税制が社会経済活動に、これまでも大きな影響を与え、10月からは、複数税率の軽減税率制度導入など、社会全体に影響があるような税制改正に対しても、国税当局は、国民の皆様方のご理解を得つつ、しっかりと対応していくことで、より良い社会に貢献できればと考えているところであります。

毎年のように、税制改正があり、皆様方も大変でしょうが、長期スパンでの税制改正の流れを見てみると、という観点でお話させていただきました。

いずれにいたしましても、税務の仕事は、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現」することであります。その担保としても、課税上問題があると見込まれる納税者を把握し、行政指導や税務調査を実施して適正課税の確保に努め、そして最終的には、国庫に安定的に税を収納させる必要があります。

国民が安心して暮らせるよう、税金が、国としての社会保障関係費や文教及び科学振興、また、地方交付税交付金等として、使われることは、冒頭お話させていただいたロータリーの理念でもある、「人道的な奉仕や地域社会の発展」などにも、間接的にではありますが、ある意味似たところもあるのかな？と感じつつお話させていただきました。

最後になりましたが、卓話の目的であります、「皆様の人生において大きな糧」となるような話は出来ませんでしたが、人吉ロータリークラブの益々のご発展と会員皆様方のご健勝とご繁栄を祈念しまして、私の卓話を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

【寄付カード】

〈ニコニコ箱委員会〉

・**堤正博会員**　〇那須人吉税務署長様の卓話ありがとうございました。大変勉強になりました。
〇本日の会長の時間で我が社の話をしていただき感謝します。ありがとうございました。

点 鐘　　水野虎彦 会長